広島県附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

広島県知事　横　田　美　香

広島県条例第三号

広島県附属機関設置条例の一部を改正する条例

広島県附属機関設置条例（平成二十六年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別表（第二条関係）

1　（略）

名称	担任する事務	委員の定数	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
広島県献血推進審議会	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第十条第五項の規定による広島県献血推進計画の策定及び献血推進に関する重要事項について調査審議すること。	（略）	（略）	（略）	（略）
広島県商工労働局補助金等審査会	知事の諮問に応じ、商工労働局における補助金等の交付の申請の内容について審査すること。	五〇人以内	（略）	（略）	（略）

2　（略）

改正前

別表（第二条関係）

1　（略）

名称	担任する事務	委員の定数	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
広島県献血推進審議会	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第十条第四項の規定による広島県献血推進計画の策定及び献血推進に関する重要事項について調査審議すること。	（略）	（略）	（略）	（略）
広島県商工労働局補助金等審査会	知事の諮問に応じ、商工労働局における補助金等の交付の申請の内容について審査すること。	三〇人以内	（略）	（略）	（略）

2　（略）

附　則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表１の表広島県献血推進審議会の項の改正規定は、公布の日から施行する。